

(概要版)

新財政健全化計画(案)

—持続可能で強固な財政基盤の確立をめざして—

平成18年12月 名古屋市財政局



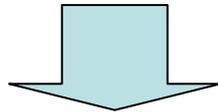
「財政健全化計画」(平成13年策定)を発展させた新たな財政健全化計画を策定し、歳入と歳出の両面から財政のさらなる健全化を進めます。

財政健全化計画(前計画)での取り組みー1 (2ページ~5ページ)

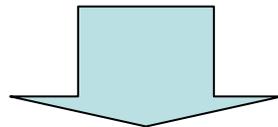
財政健全化計画策定当時
市債を満期に一括して償還するために積み立てている「公債償還基金」から緊急避難的に借入れを行わなければ予算編成ができない状況



平成13年9月 「財政健全化計画」策定



行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革など7つの方策に積極的に取り組む

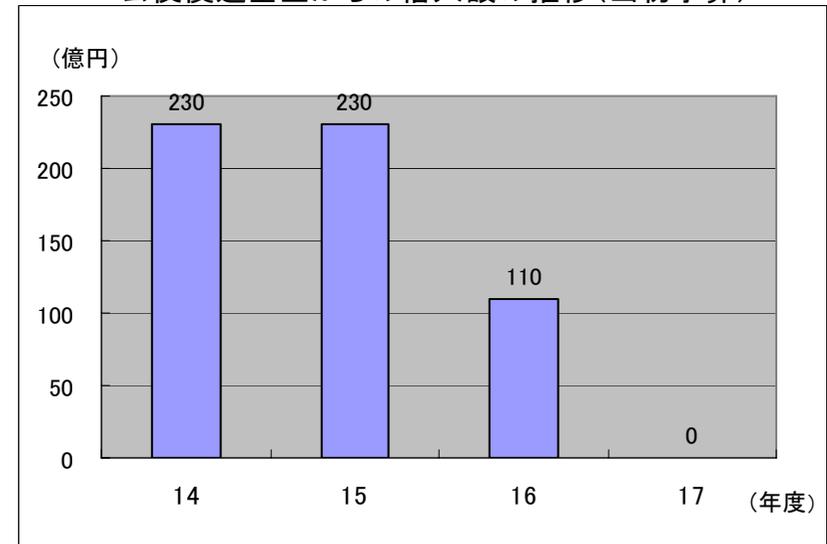


平成17年度には当面の目標であった「公債償還基金から借入れを行わない」財政運営を実現
4つの数値目標を達成

前計画に掲げた数値目標と達成状況

区 分	数値目標	達成状況
人件費	平成17年度には100億円程度削減	△105億円
投資的経費	平成17年度には20%程度削減	△35.7% (△564億円)
その他の経費	一部経費を除き全体として毎年度1%程度の伸びに抑制	全体として平均0.6%の伸びに抑制
公債依存度	特例的な市債を除き10%を超えない	4年間とも10%以内

公債償還基金からの借入額の推移(当初予算)



財政健全化計画(前計画)での取り組みー2 (2ページ~5ページ)

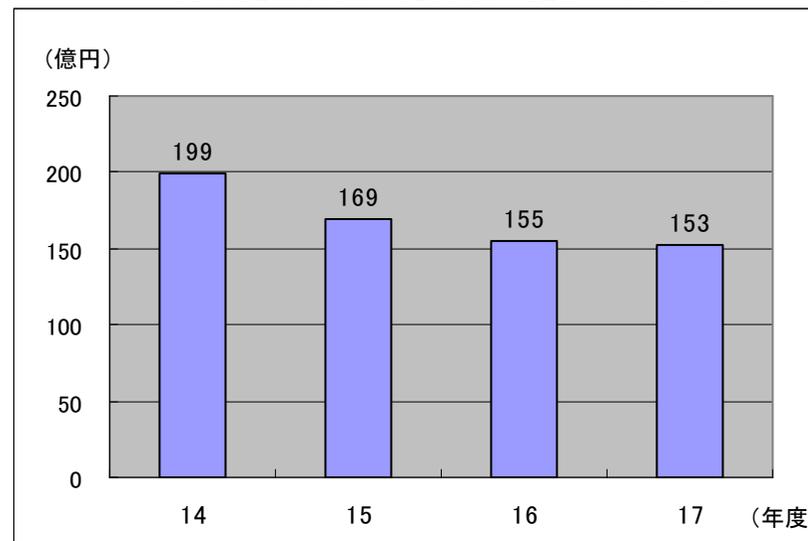
当面の目標は達成

しかし、長引く景気の低迷や地価の下落、国による三位一体の改革の影響などから、歳入は前計画の試算を大きく下回るものに



前計画での数値目標を上回る歳出削減
と
財政健全化債の発行など財源対策の追加
で対応

財政健全化債の発行額の推移(当初予算)



特別な財源対策を行わなければ収支を均衡させることができない状態

前計画が目指した、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立には、未だ至っていません。

今後の収支見通しと課題－歳入（8ページ～9ページ）

市税の増収はあるものの、地方特例交付金の減収などにより、全体では、大幅な伸びが見込めない

・ 市税

税源移譲や経済成長に伴う増収などにより、平成22年度には、5,381億円の市税収入が見込まれます。

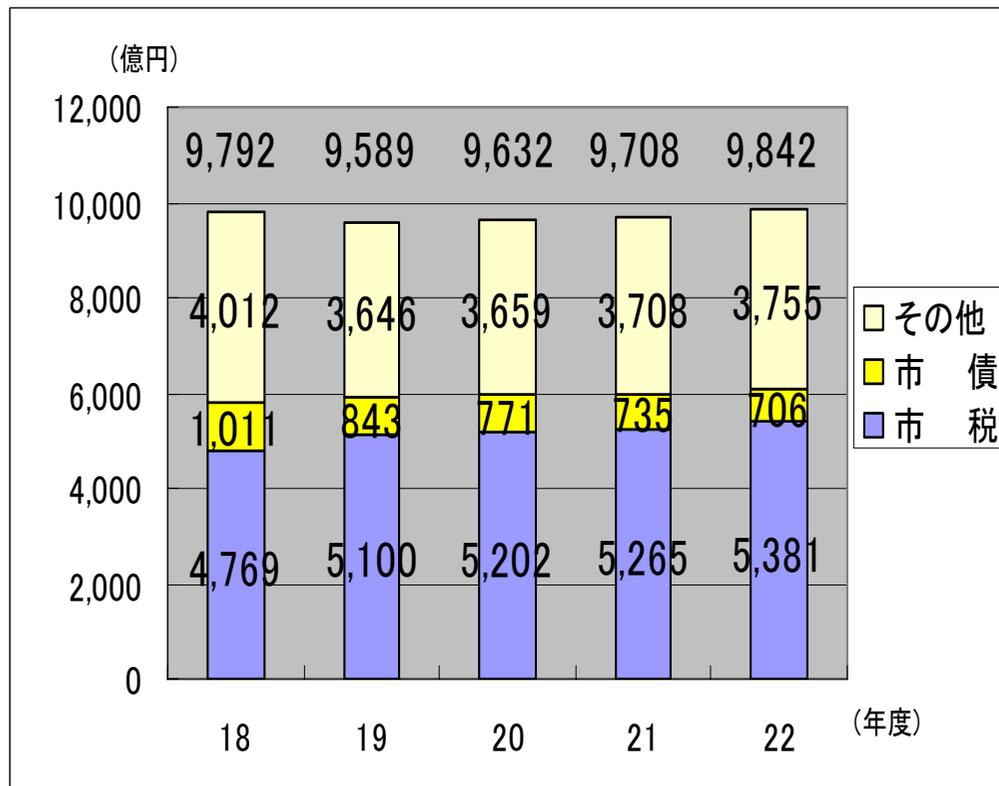
・ 市債

市債のうち、臨時財政対策債は地方交付税が振り替えられた特例的な市債で、市税のようにどんな事業にも充当できますが、国における地方財政計画の収支不足を圧縮するという方針の下、段階的に減額されることが想定されます。

・ その他

所得税から個人住民税への税源移譲に伴い所得譲与税は平成19年度で廃止され平成18年度に比べ119億円の減収となるとともに、地方特例交付金は平成18年度の166億円から平成21年度には5億円となるなど大幅な減収が見込まれます。

<参考>平成22年度までの歳入の見通し



※ 平成22年度までの見通し・見込みの数値は、いずれも平成18年度予算を基にした平成18年8月時点での試算であり、試算時以降の経済情勢の変化の影響や名古屋新世紀計画2010第3次実施計画に係る事業費などは算定していません。平成19年度予算編成にあわせて、今後変更します。(以下同じ。)

今後の収支見通しと課題一歳出(10ページ～13ページ)

大量退職に伴う人件費や生活保護費、医療費、介護費、公債費など義務的経費の伸びは避けられない、一方、少子化対策、老朽化した都市基盤の更新など本市を取り巻く課題への対応も必要

・ 人件費

今後4年間はいわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職が控えており、その退職金の支払いに対応していかなければなりません。

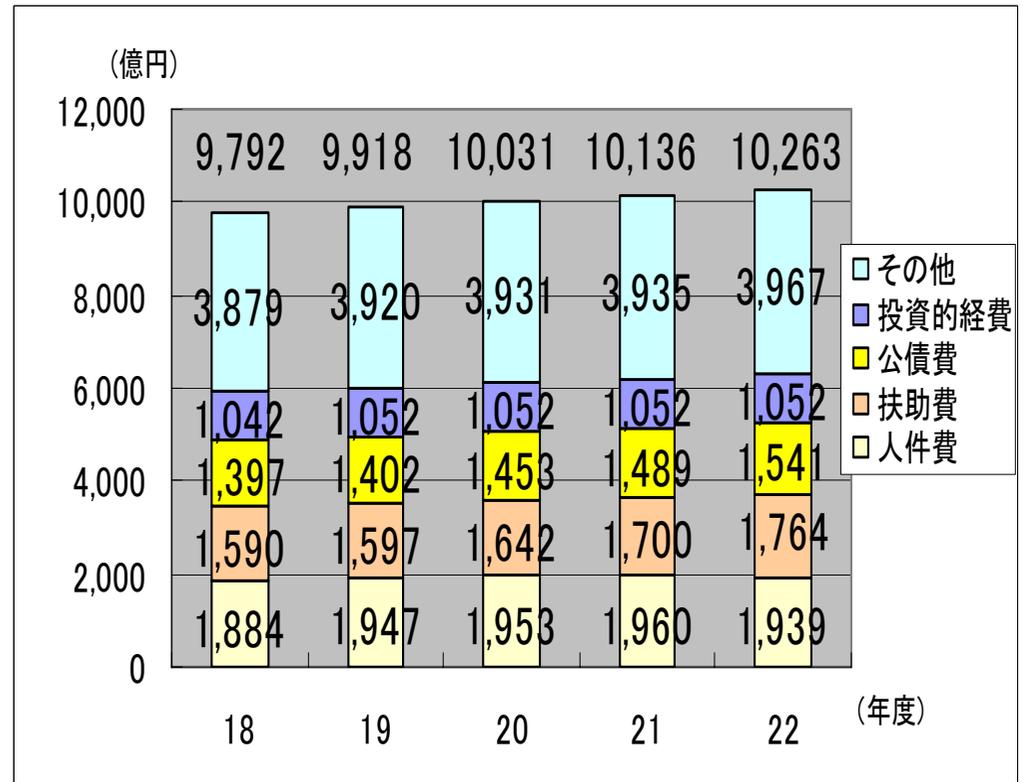
・ 扶助費

生活保護費が、今後も高齢化の進展などに伴い伸び続けていくことが見込まれ、また、少子化対策にも積極的に取り組まなければなりません。他の費目に比べ、高い増加率となる見通しとなっており、時代の変化に合わせた事業の見直しなどが必要です。

・ 公債費

市債現在高は平成17年度以降低下に転じ、今後も、低下していく見込みですが、過去に発行した市債の償還である公債費が依然として増加傾向にあることから、毎年度の支出に占める公債費の割合(公債費割合)は高まっていく見込みです。

<参考>平成22年度までの歳出の見通し



・ 投資的経費

引き続き抑制していく必要がありますが、一方で、名古屋が元気であり続けるためには、都市基盤の水準を維持向上することが必要です。整備計画の早期策定と大規模修繕、更新コストの平準化も必要です。

・ その他

補助費等

公営企業への繰出額が半分近くを占めており、さらなる公営企業の経営健全化が必要です。

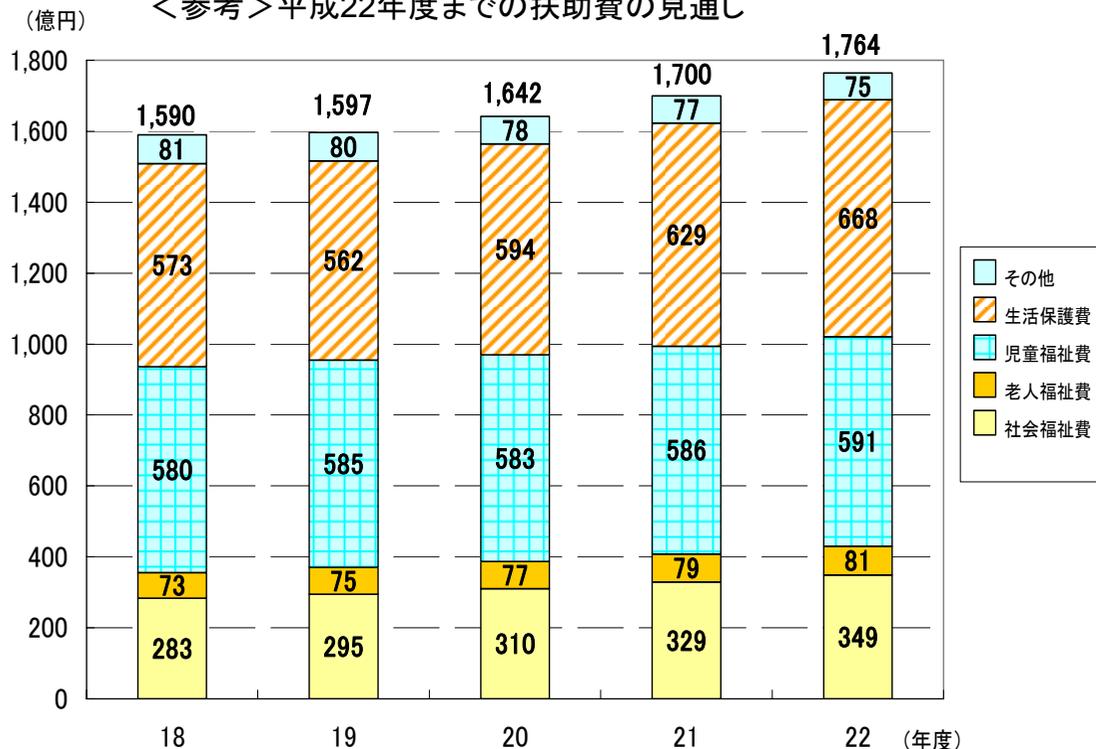
特別会計繰出金

微増にとどまる見込みですが、このうち最も多額なものは国民健康保険会計支出金で、一般会計からの繰出額を圧縮するためには、給付と負担のあり方、国の基準や他都市の状況を踏まえた見直しも必要です。

物件費・維持補修費など

施設の廃止や統合などにより、総額の圧縮と効率的な運営にさらに努める必要があります。

＜参考＞平成22年度までの扶助費の見通し



義務的経費と財政の弾力性

義務的経費は、職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の元利償還費である公債費の3つからなっています。

いずれの経費も任意に削減できる余地が乏しいことから、歳出に占める義務的経費の割合が高くなれば財政の弾力性は低下します。

今後の収支見通しと課題ー新たな財政健全化計画の必要性 (13ページ)

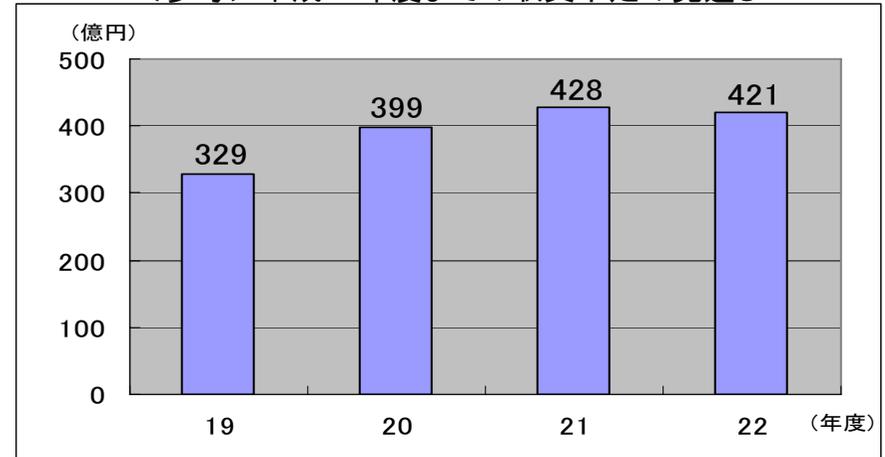
歳入の大幅な増収が見込めない中、扶助費や公債費などの義務的経費の増加が見込まれ、このままでは平成22年度までの4年間で合計1,577億円に及ぶ収支不足に…

これまでのように、財源対策としての市債の発行により収支不足を解消するのではなく、歳入面・歳出面の課題を具体的に解決し、収支を均衡させることが必要



新たな財政健全化計画 策定

<参考>平成22年度までの収支不足の見通し



市債の発行と世代間の負担の公平

施設建設に充当する通常市債には、年度間の財政負担を平準化する機能に加え、「世代間の負担の公平」を図る機能があります。これは、現世代と将来世代とが、公共施設の利用などによって享受する便益に応じて施設の建設費などを公平に負担する仕組みで、その活用なしには都市基盤の整備を進めることはできません。

一方で、市債の発行はその償還のため将来の公債費の増加をまねき、結果的に将来の財政を圧迫することにもなることから、その発行は必要最小限にとどめなければなりません。

世代間の負担の公平の観点から、市債の活用には十分留意するとともに、今後は、財源対策としての市債(行政改革推進債)の発行から脱却する必要があります。

財政の望ましい姿

- ・ 収支均衡の保持
 予算及び決算において、収支の均衡が図られていること
 行政改革推進債などによる特別な財源対策を行わずに財政運営が可能なこと
- ・ 世代間の負担の公平の観点から、将来世代へ負担を先送りしない財政が確立されていること
- ・ 健全な都市基盤が維持されるようなストックの更新を行い、都市の活力が維持されていること
- ・ 安定的な税収が確保されるような税源の涵養が図られていること
- ・ 景気変動や国の制度改正などに対し、財政の弾力性が確保されていること
- ・ 分権社会の進展の中で、自主・自立的な財政運営が実現できること

このような姿を目指す中で

新財政健全化計画の目標

- 「名古屋新世紀計画2010」を着実に推進し、「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」を実現するための財源を確保する。
- 「第3次行財政改革計画」と連携して、行財政システム改革に取り組み、財政面での改革効果を実現する。
- 将来世代へ負担を先送りしない財政運営を行い、持続可能で強固な財政基盤を確立する。

計画期間

名古屋新世紀計画2010第3次実施計画の計画期間に合わせ、平成19年度から平成22年度まで

具体的な方策－歳入の確保（16ページ～19ページ）

あらゆる角度から自主財源の確保に努めます

市税などの 徴収率向上

- ・市税・国民健康保険料・住宅使用料などの徴収率の向上
- ・市税電子申告システムの拡充による納税者の利便性の向上と滞納の未然防止

税財源の 拡充強化等

- ・国と地方の役割分担と大都市特有の財政需要の実態に対応した税源配分の国への働きかけ
- ・課税自主権の調査研究
- ・税源の涵養

保有資産の 有効活用

- ・未利用土地の売却
- ・施設の統廃合などによる活用可能資産の創出
- ・行政財産の貸付拡大
- ・ネーミングライツの導入
- ・広告収入の拡大

公平な負担 の推進

- ・国の基準、他都市水準や社会経済情勢の変化などを踏まえた手数料や徴収金、減免措置などの見直し

具体的な方策一歳出の見直し1 (20ページ~23ページ)

限られた財源を有効に活用します

行政評価制度
の活用などによる
事務事業の
見直し

- ・行政評価制度を活用した事務事業の見直し
- ・他都市の水準や行政と民間の役割分担などを勘案した市単独ソフト事業の見直し・廃止
- ・IT(情報通信技術)を活用した市民サービスの向上と事務の効率化

公の施設のあり
方研究会の
意見などを踏
まえた施設の
見直し

- ・「公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえた、廃止、民営化など施設のあり方や、指定管理者制度の導入など管理運営体制のあり方の見直し
- ・コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善による効率的・効果的な施設運営

アセットマネジ
メントシステム
による施設の
計画的管理

- ・アセットマネジメント推進検討組織の設置
- ・施設の適正水準の確保と投資的経費の抑制・平準化のためのアセットマネジメントシステムの導入

具体的な方策一歳出の見直し2 (23ページ～25ページ)

限られた財源を有効に活用します

PFI・ESCOなどによる民間活力の積極的な活用

- ・行政評価の結果の活用などによる事業の廃止、民営化
- ・民間とのコスト比較や行政責任の確保などを勘案した民間委託の推進
- ・PFI・ESCOの導入推進と市場化テストの導入検討

計画的な定員管理と給与などの抑制

- ・定員見直しの推進と職員のシフト
- ・管理職職員の給料の削減の継続実施
- ・給料の調整額、諸手当や福利厚生費などの見直し

公営企業会計など他会計への財政支出の抑制

- ・公営企業の経営健全化、効率化などの促進による財政支出の抑制
- ・独立採算を前提とした事業会計の事業の効率化の促進と国の基準・他都市水準を踏まえた見直しによる繰出金の圧縮

外郭団体の効率的な運営

- ・事業内容や人的支援など本市関与のあり方の見直しによる財政支出の抑制
- ・公益法人制度改革など社会経済情勢の変化や外郭団体経営評価委員の助言・提案を踏まえた団体・事業の統廃合の推進

具体的な方策－資産と債務の適正な管理（26ページ）

わかりやすい公会計システムの整備と
資産と債務の適正な管理に努めます

新たな公会計制度の導入

- ・新たな公会計制度の確立に向けた「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」などの検討

特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制

- ・「行政改革推進債」に頼らない財政運営
- ・公債依存度（市債の歳入に占める割合）の圧縮と市債現在高の圧縮

効率的な資金調達

- ・金融機関や投資家向けの情報提供（IR活動）の積極的な実施と自立的かつ効率的な資金調達

具体的な方策－財政に関する情報の提供と市民ニーズの把握による計画の推進 (27ページ)

財政に関する情報の充実に努めるとともに、市民の皆様からの意見・提案を的確に反映しながら計画を推進していきます

数値目標と計画実施後の収支 (28ページ～29ページ)

数値目標

事 項		数値目標
歳入の確保	市税などの徴収率向上	策定中
	保有資産の有効活用	
	公平な負担の推進	
歳出の見直し	行政評価制度の活用などによる事務事業の見直し	
	公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し	
	PFI・ESCOなどによる民間活力の積極的な活用	
	計画的な定員管理と給与などの抑制	
	公営企業会計など他会計への財政支援の抑制	
	外郭団体の効率的な運営	
効率的な資産と債務の管理	特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制	
		市債現在高を圧縮する

計画実施後の収支試算

(単位:億円)

区 分	平成18年度 当初予算額	平成22年度		差引(取り組み) B-A
		計画実施前 A	計画実施後 B	
歳入	市 税	4,769	5,381	
	市 債	1,011	706	
	そ の 他	4,012	3,755	
	計	9,792	9,842	
				算定中
歳出	人件費	1,884	1,939	
	扶助費	1,590	1,764	
	公債費	1,397	1,541	
	投資的経費	1,042	1,052	
	そ の 他	3,879	3,967	
	計	9,792	10,263	
	差引収支	-	△ 421	

※平成18年8月以降の経済情勢の変化の影響や名古屋新世紀計画2010第3次実施計画にかかる事業費などを含め、平成19年度予算編成にあわせて、今後算定します。

〈参考〉

主な用語

財政健全化債とは

行財政改革計画や財政健全化計画に基づき、数値目標等を設定・公表し、行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体に、その数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で、通常の起債の充当率の上げが認められる市債のことで、建設事業等の経費の財源に限り充てることができます。

(平成18年度より「行政改革推進債」)

補助費等とは

公営企業や各種団体などへの補助金、負担金などのことです。

特別会計とは

特定の事業を行う場合など一般会計の歳入歳出予算と区分して経理する必要がある会計のことです。

ネーミングライツ(命名権)とは

スポーツ施設などの名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利のことです。

行政評価とは

行政が行う施策や事業等について、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点などから客観的に評価・検証を行い、より効果的・効率的な市政運営、市民の目線に立った、わかりやすい市政運営をめざすものです。

指定管理者制度とは

平成15年6月の地方自治法改正により導入された制度で、市の出資法人のほかに民間事業者を含めた多様な団体が公の施設を管理運営することを可能とすることで、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

アセットマネジメントシステムとは

建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産(アセット)としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性等を確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法をいいます。

長期的視点から計画的に統廃合や維持・補修・更新を実施することで、大規模補修や更新が特定年次に集中することを回避し、投資の平準化を図ることが可能となります。

また、個々の公共施設については、適切な管理水準の維持や長寿命化を図ることで、公共施設の整備・維持・補修・更新にかかる費用を最小化することが可能となります。

PFI(Private Finance Initiative :プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは

公共施設の建設、維持管理、運営を民間の資金や知識・知恵及び技術的能力を活用して、より効果的、効率的に行おうとする手法です。

ESCO(Energy Service Company:エネルギーサービスカンパニー)事業とは

事業者が省エネルギーに関する技術、設備、人材、資金などの包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーのメリットの一部を報酬として享受する事業です。

市場化テストとは

これまで国や地方自治体が自ら行うこととされてきた公共サービスについて、競争原理を導入し、入札により、質と価格の両方がもっとも優れたものがそのサービスの担い手となる制度です。